



2021年6月3日

各 位

会 社 名 株式会社 ツ ガ ミ
代 表 者 名 代表取締役 CEO 西嶋 尚生
(コード番号6101 東証第一部)
問 合 せ 先 管理部門統括 本間 利雄
(TEL 03-3808-1711)

当社取締役に対し新たに導入する譲渡制限付株式報酬制度についての補足説明に関するお知らせ

第 118 期定時株主総会における第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」についての補足事項

当社は、2021年5月13日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」において開示しましたとおり、役員報酬制度の見直しを行い譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入に関する議案を2021年6月16日開催予定の当社第118期定時株主総会に付議することといたしました。その内容（第3号議案）につき、下記のとおり補足説明いたします。株主の皆様におかれましては、2021年5月27日付の「第118期定時株主総会招集ご通知（42～45頁）」とあわせてご参照くださるようお願い申し上げます。

記

1. 譲渡制限付株式について

- (1) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 150,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。
- (2) 割り当てる当社株式の取得は、当社の自己株式の処分の方法により行うこととする予定であります。

(2021年3月31日現在)

- ・発行済株式総数（自己株式を含む） 55,000,000 株
- ・自己株式数 4,105,615 株
- ・各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限 150,000 株
(発行済株式総数に占める割合 0.27%)

2. 希薄化について

- (1) 10年間に亘り、上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は 2.73% であります。
- (2) これに、従来の株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の未行使分の株式数（2021年3月31日現在分）を含めましても、発行済株式総数に占める割合は 4.87% であり、希薄化率は軽微であると認識しております。

本制度は、当社の対象取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

また、上記のとおり、株式市場に与える影響は軽微であると認識しております。

株主の皆様には、何卒ご理解を賜り、本議案の賛否検討のご参考として頂きますようお願い申し上げます。

以 上